

藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正について
藤沢市学校教育相談センター規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市学校教育相談センター業務時間の拡大に伴い、業務時間及び休業日を改正する必要がある。

藤沢市学校教育相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校教育相談センター規則の一部を改正する規則

藤沢市学校教育相談センター規則（平成20年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中項「午後5時まで」を「午後5時までとする。ただし、土曜日は午前9時から正午までとする。」に改め、同条第2号中「第1条第1項に規定する」を「第1条第1項に規定する土曜日を除く」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

藤沢市学校教育相談センター規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市学校教育相談センター規則</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 25 日 教委規則第 9 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市学校教育相談センター条例(平成 19 年藤沢市条例第 31 号)第 4 条の規定に基づき、藤沢市学校教育相談センター(以下「教育相談センター」という。)の運営について必要な事項を定める。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 教育相談センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校等への支援に関すること。 (2) 相談支援教室の運営に関すること。 (3) 就学に関すること。 (4) 関係機関との連携に関すること。 (5) 教育相談研修に関すること。 (6) その他教育相談センターの管理運営に関すること。 <p>(業務時間及び休業日)</p> <p>第 3 条 教育相談センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、土曜日は午前 9 時から正午までとする。 (2) 休業日 藤沢市の休日をも定める条例(平成元年藤沢市条例第 24 号)第 1 条第 1 項に規定する土曜日を除く市の休日 	<p>○藤沢市学校教育相談センター規則</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 25 日 教委規則第 9 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市学校教育相談センター条例(平成 19 年藤沢市条例第 31 号)第 4 条の規定に基づき、藤沢市学校教育相談センター(以下「教育相談センター」という。)の運営について必要な事項を定める。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 教育相談センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校等への支援に関すること。 (2) 相談支援教室の運営に関すること。 (3) 就学に関すること。 (4) 関係機関との連携に関すること。 (5) 教育相談研修に関すること。 (6) その他教育相談センターの管理運営に関すること。 <p>(業務時間及び休業日)</p> <p>第 3 条 教育相談センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (2) 休業日 藤沢市の休日をも定める条例(平成元年藤沢市条例第 24 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。